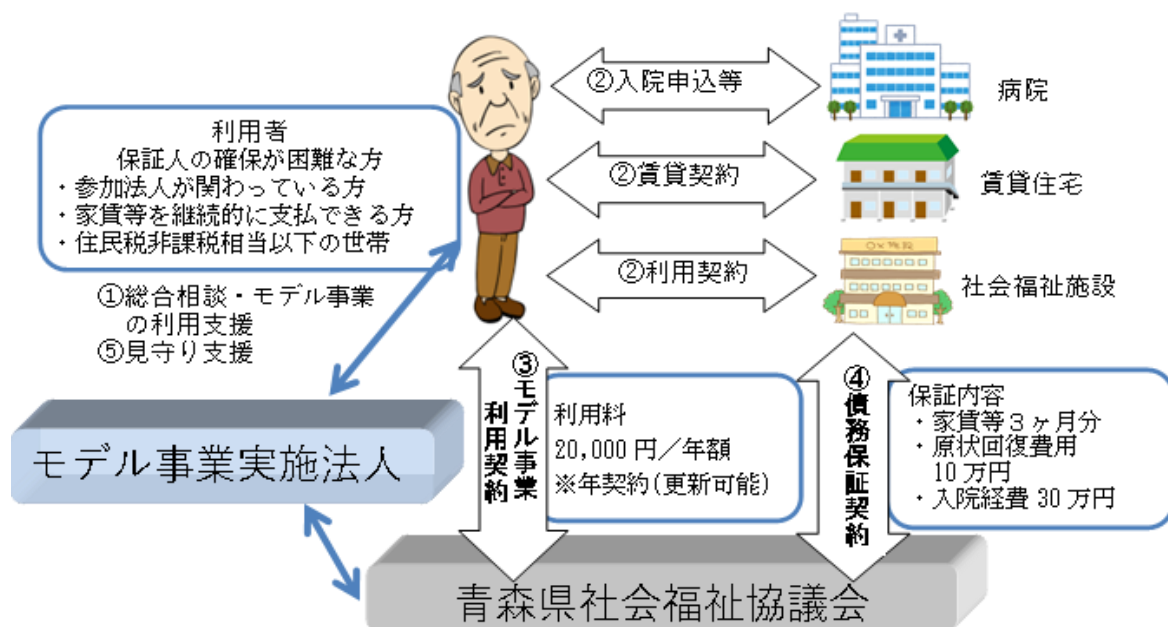


## 保証人確保支援モデル事業

# 利用のご案内

賃貸住宅や社会福祉施設に入居する際や病院に入院する際に保証人が確保できない者について、青森県社会福祉協議会が債務保証を行うことにより、必要な住まいや医療の確保を支援する事業です。



### 目次

- I モデル事業の内容…………… 1P～
- II モデル事業利用にあたってのQ&A…… 7P～
- III 実施要綱・契約書モデル様式……………9P～

令和元年 10 月 16 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

〒030-0822 青森市中央 3 丁目 20 番 30 号 電話 017-723-1391

# I モデル事業の内容

## 1 利用の対象者

モデル事業の対象者は、次の全てに該当する者としてします。

- (1) 青森しあわせネットワークの参加社会福祉法人が関わっている者で、具体的には次のような者を対象とします。
  - ① 青森しあわせネットワークの参加社会福祉法人が運営する社会福祉施設等の利用者又は利用予定者
  - ② 参加社会福祉法人が相談支援で関わっている者で、本人の状況を定期的にモデル事業の実施社会福祉法人に連絡できる状況にある者
- (2) 継続的に家賃や福祉サービス利用料を支払うことができるが、保証人の確保が困難なために賃貸住宅や社会福祉施設に入居が困難な者又は入院に係る諸費用の支払いができるが、保証人の確保が困難なために入院することが困難な者
- (3) 世帯の収入が住民税非課税世帯相当の者

## 2 保証の対象

モデル事業の保証の対象は、青森県内にある賃貸住宅、社会福祉施設又は病院です。

## 3 利用の条件

モデル事業の利用にあたっては、次の全ての条件が確保されている場合のみ契約します。

### (1) 保証対象側の条件

青森県内にある賃貸住宅、社会福祉施設又は病院であって、次の全てを満たしていること。

- ① 県社協と債務保証の契約を締結できること
- ② 県社協と債務保証契約を締結することで、本事業の利用者が入居又は入院できること

### (2) 居住地域の条件

利用者の現住所が次の6市であること。

弘前市	八戸市	黒石市
五所川原市	三沢市	平川市

### (3) 保証対象の所在地の条件

保証対象となる賃貸住宅、社会福祉施設、病院の所在地が次の6市であること。

弘前市	八戸市	黒石市
五所川原市	三沢市	平川市

なお、モデル事業利用後に、指定する居住地から移転する場合には、原則として契約を解除します。

(4) 次の 13 項目のチェックリストによる利用の条件が確保されていること。

No.	項目	利用の条件		保証対象		
				賃貸住宅	施設	病院
1	費用・料金・家賃の支払い	本人又は家族や後見人等が遅滞なく行える状況であること。	利用者側の条件	○	○	○
2	損害賠償の保証	住宅又は施設又は病院が保険に加入していること	保証対象側の条件	○	○	○
3	日常的な金銭管理	本人又は家族や後見人が適切に行える状況であること	利用者側の条件	/	○	○
4	緊急時(その他)の連絡先	保証内容(急変時・死亡時・行方不明時・滞納時・退去時)以外にどのような場合の連絡を求めているのか明らかであり、その際の対応を求めていること。	保証対象側の条件	○	○	○
5	生存中の退去時の本人身柄の引取り	本人が自身で行えるか、退去先の確保や手続を支援する人がいること。	利用者側の条件	○	○	○
6	入院時の手続き・準備	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件	/	○	/
7	入院中の身の回りの支援	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件	/	○	○
8	各種計画書等の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること。	利用者側の条件 保証対象側の条件	/	○	○
9	医療侵襲行為の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件	/	○	○
10	身体拘束等が必要になった場合の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件	/	○	○
11	亡くなった場合の遺体の引取り	引取者がいること又は生前契約していること(※)	利用者側の条件	○	○	○
12	亡くなった場合の遺体の火葬・埋葬の手続き	手続を行う人がいること又は生前契約していること(※)	利用者側の条件	○	○	○
13	亡くなった場合の返還金等の受領	相続人が明らかになっていること又は生前契約していること	利用者側の条件	○	○	○

※は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」「墓地・埋葬等に関する法律」でも対応可能

## 4 保証の内容・限度額

モデル事業で保証する内容とその限度額は、次のとおりです。

### (1) 滞納した場合の料金

- ①家賃等（賃料及び共益費） 3ヶ月分に相当する金額
- ②利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費等） 3ヶ月分に相当する金額
- ③入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）30万円程度まで  
ただし、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用することを条件とします。

### (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計10万円

## 5 保証の期間

モデル事業で保証する期間は、次のとおりです。

- (1) 賃貸住宅及び社会福祉施設－原則1年間（更新可能）※
- (2) 病院－入院期間中（1入院ごと）

※(1)の場合、保証対象の賃貸住宅又は社会福祉施設と契約解除した場合には、モデル事業の契約も解除し、保証期間は終了します。

## 6 保証料（本人利用料）

県社協との1契約あたり（※）年額20,000円です。

病院への入院の保証について、最初の契約から1年以内に再度契約する場合は、2回目以降の利用料は1契約あたり5,000円となります。

利用料（年額）は、一括して県社協に納付するものとし、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できますが、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとします。

また、納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、返還しません。

※ 1契約あたりとは…

このモデル事業では保証契約の対象ごとに契約を締結しますので、保証対象が違う場合には別に契約をしてもらう必要があります。

例) 賃貸住宅についてモデル事業を利用している方が、病院へ入院するためにモデル事業を利用する場合

保証契約の対象ごとに契約する1契約あたり年額20,000円の利用料となりますので、年額40,000円の利用料が必要になります。

## 7 利用の流れ

### (1) モデル事業利用の前に

①対象かどうかの確認  
利用対象者かどうかを確認してください。

#### ①モデル事業の対象かどうかの確認

利用対象者が、次の全てに合致していることを確認してください。

- (1) 青森しあわせネットワークの参加社会福祉法人が関わっている者。
- (2) 支払等はできるが、保証人の確保が困難なために賃貸住宅や社会福祉施設に入居が困難な者又は入院することが困難な者
- (3) 世帯の収入が住民税非課税世帯相当の者



②利用の条件を確認  
(1)保証対象側の条件 (2)居住地の条件 (3)保証対象の所在地 (4)13項目のチェックリスト  
4つの条件が確保されていることを確認してください。

#### ②利用の条件を確認

利用にあたって4つの条件が確保されているか確認してください。

##### (1)保証対象側の条件

青森県内にある賃貸住宅、社会福祉施設又は病院であって、次の全てを満たしていること。

- ① 県社協と債務保証の契約を締結できること
- ② 県社協と債務保証契約を締結することで、本事業の利用者が入居又は入院できること

##### (2)居住地条件

対象者の現住所居住地が6市（弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・三沢市・平川市）であること。

##### (3)保証対象の所在地の条件

保証対象となる賃貸住宅、社会福祉施設、病院の所在地が次の6市（弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・三沢市・平川市）であること。

##### (4)13項目のチェックリスト（詳細はP2）の条件が確保されていること。

No.	項目
1	費用・料金・家賃の支払い
2	損害賠償の保証
3	日常的な金銭管理
4	緊急時（その他）の連絡先
5	生存中の退去時の本人身柄の引取り
6	入院時の手続き・準備
7	入院中の身の回りの支援
8	各種計画書等の同意
9	医療侵襲行為の同意
10	身体拘束等が必要になった場合の同意
11	亡くなった場合の遺体の引取り
12	亡くなった場合の遺体の火葬・埋葬の手続き
13	亡くなった場合の返還金等の受領

## (2) モデル事業の利用

① 相談  
モデル事業の具体的利用にあたっては、具体的に相談対応します。

### ①モデル事業の相談

モデル事業の利用の相談は、青森県社会福祉協議会（電話017-723-1391）又は下記の4法人にご相談ください。

居住地	社会福祉法人名	電話番号
弘前市・黒石市・平川市の方	七峰会	0172-82-5740
八戸市の方	同伸会	0178-25-0101
五所川原市の方	五所川原市社会福祉協議会	0173-34-3494
三沢市の方	楽晴会	0176-53-2231

ご相談いただいた方の状況や保証対象の状況を確認し、契約について相談させていただきます。

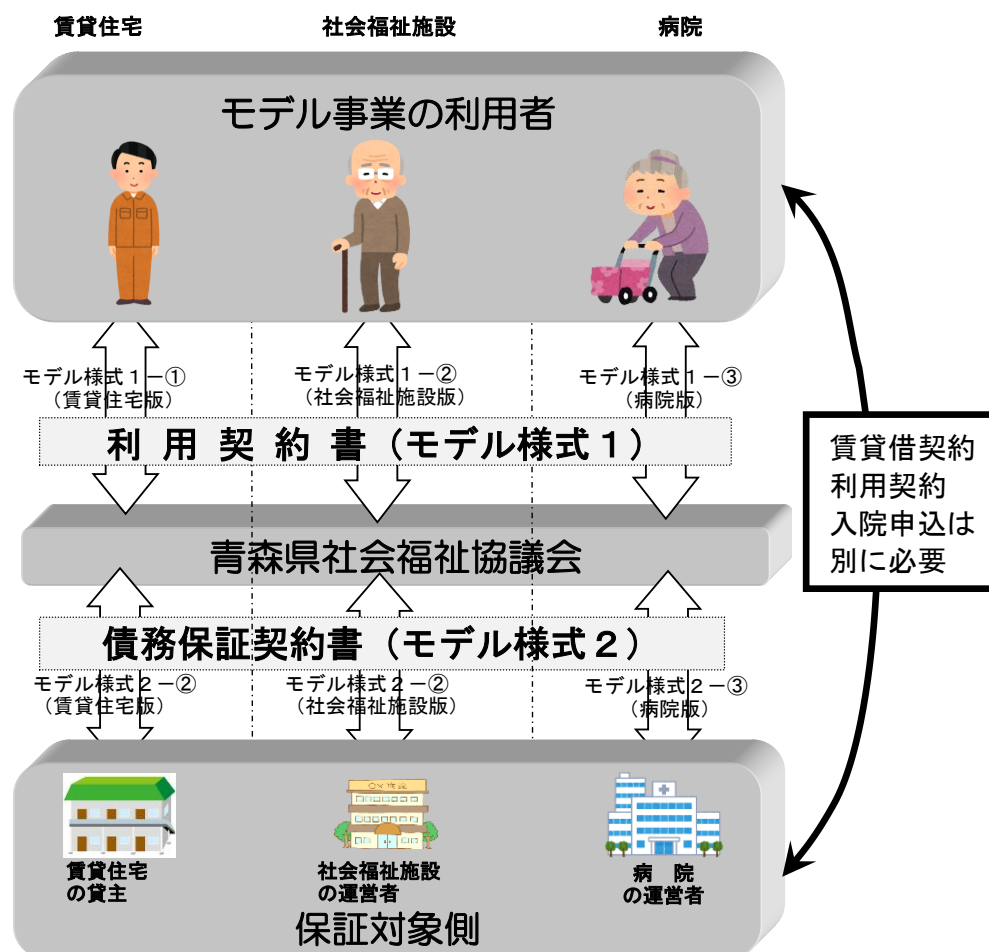
② 契約  
モデル事業の利用にあたっては、2つの契約を締結します。保証対象の賃貸借契約や利用契約、入院申込については、別に行う必要があります。

### ②モデル事業の契約と保証対象との契約等

モデル事業を利用するにあたっては、2つの契約を締結します。

1つ目は、利用者と県社協がこのモデル事業で保証する内容について定める「利用契約書」です。2つ目は、保証対象側について、利用者がモデル事業を利用するにあたり、保証する内容を定める「債務保証契約書」です。

モデル事業は賃貸住宅の賃貸借契約や福祉施設の利用契約、病院の入院申込の債務保証部分を担うものですので、これらとの契約や申込は別に行う必要があります。





③利用料の支払い  
年額2万円の利用料をお支払いいただきます。

### ③利用料の支払い

契約に基づき、利用者には、1契約あたり年額20,000円の利用料をお支払いいただきます。

(病院への入院の保証について、最初の契約から1年以内に再度契約する場合は、2回目以降の利用料は1契約あたり5,000円となります。)

利用料(年額)は、一括して県社協に納付するものとし、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できますが、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとします。

また、納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合であっても、返還しません。



④見守り・保証  
滞納した場合の債務や退所時の原状回復費用等を保証します。

### ④見守り・保証

保証期間中は定期的に連絡をとって、状況を確認します。

保証対象側の賃貸住宅や社会福祉施設、病院では、次のような緊急時には連絡をいただくようにお願いします。

- ・利用者の体調急変時
- ・利用者の死亡時
- ・利用者が行方不明時
- ・賃料や利用料、入院費用等の滞納があった時
- ・退所・退院時

モデル事業では、次の費用を限度に保証します。

#### (1)滞納した場合の料金

①家賃等(賃料及び共益費) 3ヶ月分に相当する金額

②利用料等(福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費等)  
3ヶ月分に相当する金額

③入院経費(医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等)

30万円程度まで。ただし、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用することを条件とします。

(2)残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計10万円

## Ⅱ モデル事業利用にあたってのQ&A

### Q 1 保証人になってくれるのですか。

何に対する「保証」なのかを確認した上でモデル事業の契約を締結します。  
モデル事業では、滞納の経費と退去時の原状回復にかかる費用の保証を行います。

### Q 2 契約書等の保証人の欄に署名押印してくれるのですか。

利用契約書や賃貸借契約書、入院申込書等の中で、求められる「保証人」の役割を確認します。  
モデル事業では、滞納の経費と退去時の原状回復にかかる費用の保証を行い、これに伴う連絡先となりますが、それ以外の役割を担うことはできませんので、「保証人」に求める役割が明確でなかったり、包括的な場合には「保証人」の欄に署名押印をすることはしません。

### Q 3 この事業で入れるアパートや福祉施設を探してくれるのですか。

この事業でアパートや福祉施設の物件を探すことはいたしません。入居したいアパートや福祉施設があり、保証人確保に困難がある場合に利用していただく事業です。

### Q 4 大家さんや施設、病院がこの事業に了解しない場合はどうなるのですか。

このモデル事業では、利用者だけでなく、保証対象側の賃貸住宅、社会福祉施設、病院が契約締結することを了解し、この事業を利用することで利用者が入居や入院できることが前提となりますので、契約は困難となります。

### Q 5 入院の同意をしてくれるのですか。

入院時に必要な何に対する「同意」なのかを確認した上で契約を締結します。  
モデル事業では、入院期間中の入院経費の滞納の保証と、退院時の残存動産処分及び原状回復に係る保証をします。こうした債務を保証するための緊急時の連絡先となります。  
入院時のさまざまな書類への「同意」については、モデル事業の範囲か否か、保証の限度額内であるかなどを確認させていただきます。

### Q 6 医療同意してくれるのですか。

医療侵襲行為の同意は行いません。

### Q 7 緊急連絡先になってくれるのですか。

「緊急連絡先」として期待される役割を明確にした上で契約を締結します。  
モデル事業で保証する債務の管理等のために、次のような場合の緊急時の連絡先となります。  
・利用者の体調急変時 ・利用者の死亡時 ・利用者が行方不明時  
・賃料や利用料、入院費用等の滞納があった時 ・退所・退院時  
これ以外の「緊急時」への対応は行いません。



**Q 8 滞納した場合には、モデル事業の契約は解除されるのですか？**

保証内容と限度の範囲内で滞納した費用等をモデル事業で保証しますが、そのことをもってモデル事業の契約を解除することはありません。

滞納が複数回続く場合や継続する場合には、何らかの支援等が必要な場合がありますので、保証対象側とも協議の上、対応する予定としています。

**Q 9 利用料が払えない場合はどうしたらいいですか。**

年額2万円の利用料をお支払いできない状況にある場合は、家賃や福祉サービス利用料、入院経費の支払をできる状況ではないと判断いたしますので、契約は困難です。

このモデル事業は、家賃や福祉サービス利用料、入院経費を肩代わりする事業ではなく、滞納した場合等の経費を保証することで、保証人の確保を支援する事業ですので、ご理解ください。

**Q 10 住民税非課税世帯相当の者だけとしているのはどうしてですか。**

青森県内においても、民間保証機関など類似の事業を実施している機関がありますので、ある程度収入のある方は、こうした事業をご活用いただきますようお願いします。

**Q 11 1年のうちに同じ病院に入院しても利用料は発生するのですか。**

入院ごとの契約となるため、利用料も入院ごとにお支払いいただきます。

退院時には一旦契約が解除されますので、1年以内に同じ病院に再度入院する場合にも再度契約を締結していただく必要があります。

最初の契約から1年以内に再度契約する場合は、2回目以降の利用料は1契約あたり5,000円となります。

**Q 12 モデル事業で賃貸住宅の保証をしている人が入院時にこの事業を使う場合の利用料はどのようになるのですか。**

利用料は1契約あたり年額20,000円となっていますので、賃貸住宅の保証で1契約、病院との契約で1契約となりますので、合計で年額40,000円必要となります。

**Q 13 6市以外の住民はいつから事業が利用できるのですか。**

このモデル事業の相談や契約の支援を行うのは、現在のところ「青森しあわせネットワーク」の参加社会福祉法人のうち4法人のみとなっています。モデル事業の実践を踏まえて、相談や契約を行う法人を随時募集していく予定としています。

**Q 14 本人や家族の状況が変わって、金銭管理などができなくなった場合は。**

このモデル事業の利用の対象は、「青森しあわせネットワーク」の参加法人が関わっている人となっていますので、本人や家族の状況を日常的に把握できることが条件となっています。

本人や家族の状況の変化への対応は、関わっている参加法人と一緒に然るべきサービスにつながるなどして対応していく予定としています。

### Ⅲ 実施要綱・契約書モデル様式

#### 「青森しあわせネットワーク」保証人確保支援モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内の社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」（以下「青森しあわせネットワーク」という。）において、賃貸住宅や社会福祉施設に入居する際や病院に入院する際に保証人が確保できない者についての債務保証を行うことにより、必要な住まいや医療の確保を支援する事業（以下「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」という。）について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、県社協とする。

- 2 県社協は、本事業を実施する社会福祉法人（以下「実施社会福祉法人」という。）を指定し、本事業を利用しようとする者及び本事業の利用者に対する必要な支援の業務の一部を委託するものとする。
- 3 前項の実施社会福祉法人は、本事業の相談に応じ契約の支援を行うとともに、本事業の利用者の日常的な状況の把握を行うものである。
- 4 県社協は、本事業の利用者の残存動産の処分にあたり、遺品整理業者等に処分の業務を委託することがある。

(事業の利用対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号全てに該当する者又はその者の後見人とする。

- (1) 青森しあわせネットワークの参加社会福祉法人が運営する社会福祉施設等の利用者及び利用予定者、又は参加社会福祉法人が相談支援で関わっている者で、本人の状況を定期的に、前条第2項の本事業の実施社会福祉法人に連絡できる状況にある者
- (2) 継続的に家賃や福祉サービス利用料を支払うことができるが、保証人の確保が困難なために賃貸住宅や社会福祉施設に入居が困難な者又は入院に係る諸費用の支払いができるが、保証人の確保が困難なために入院することが困難な者
- (3) 世帯の収入が住民税非課税世帯相当の者

- 2 前項の規定に関わらず、本事業を通じた支援が必要な場合、青森しあわせネットワーク公的保証人制度検討プロジェクトで検討したうえで、対象者とすることができる。

(事業で債務保証する対象)

第4条 本事業で債務保証する対象は、青森県内にある賃貸住宅、社会福祉施設又は病院で、次の各号全てに該当する場合とする。

- (1) 県社協と債務保証の契約を締結できること
- (2) 前号の契約を締結することで、本事業の利用者が入居又は入院できること
- 2 前項の規定に関わらず、本事業を通じた支援が必要な場合、青森しあわせネットワーク公的保証人制度検討プロジェクトで検討したうえで、債務保証の対象とすることができる。
- 3 債務保証する内容は次のとおりとし、契約書に極度額の実額を記載するものとする。
  - (1) 滞納した場合の家賃等（賃料及び共益費）又は利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費等）3ヶ月分に相当する金額
  - (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計10万円
  - (3) 滞納した場合の入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）30万円程度まで
- 4 前項第1号の家賃等（賃料及び共益費）については、当該市町村の住宅扶助費の月額家賃相当を上限とする。
- 5 第3項第2号の残存動産処分及び原状回復に係る費用については、敷金や一時金、又はそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出し、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。
- 6 第3項第3号の入院経費については、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用するものとする。

#### （利用の流れ）

第5条 本事業を利用しようとする者（以下、「利用者」という。）は、次の契約を締結するものとする。

- (1) 事業で債務保証する対象となる賃貸住宅の貸主との賃貸借契約又は社会福祉施設の運営者との利用契約
- (2) 県社協との本事業利用契約（モデル様式1）
- 2 県社協は、前項で利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者、入院しようとする病院の運営者と債務保証契約（モデル様式2）を締結するものとする。
- 3 契約にあたっては、契約者双方について、別に定めるチェックリストに示す条件が確保されている場合に行うものである。
- 4 利用者は、第1項第2号の契約に基づき、県社協に利用料を支払うものである。

#### （保証の期間）

第6条 前条第1項に定める利用者と県社協の契約期間を保証期間とし、契約締結後1年以内とする。ただし、契約者双方から特段の申し出がない場合は、更新を妨げない。

#### （利用料）

- 第7条 第5条第4項に定める利用料は、県社協との1契約あたり年額20,000円とし、利用者は一括して県社協に納付するものとする。
- 2 第4条第3項第3号の保証について、最初の契約から1年以内に再度契約する場合、前項の定めに関わらず、2回目以降の利用料は1契約あたり5,000円とする。

- 3 第1項の定めに関わらず、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。
- 4 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。
- 5 契約解除後1年以内に、再度契約する場合には、第1項の利用料を県社協に納付するものとする。

(契約の解除と残存動産処分)

第8条 県社協は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項第2号の本事業利用契約及び同条第2項の債務保証契約を解除するものし、各契約者宛てに通知するものである。

- (1) 第3条に定める利用対象者の要件を欠いたとき
  - (2) 不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
  - (3) 利用者が死亡したとき
  - (4) 利用者と県社協及び実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
  - (5) 前条に定める利用料の支払いがされないとき
  - (6) 表示契約に係る物件に関して、利用者が締結する賃貸住宅の貸主との賃貸借契約又は社会福祉施設の運営者との利用契約が解除されたとき
  - (7) 第5条で県社協が債務保証契約を締結している病院への入院が終了したとき
  - (8) その他、県社協が契約解除を適当と認めたとき
- 2 前項第3号により契約解除した際の残存動産処分について、利用者は予め県社協に委任するものとする。ただし、第4条に規定する範囲内とする。
  - 3 第1項第4号により契約解除した際の残存動産処分について、利用者は所有権を放棄し県社協が処分することに予め同意するものとする。
  - 4 県社協は、第1項第3号及び第4号により契約解除した際の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者本人又は相続人に返還するものとする。

(利用の条件)

第9条 本事業の利用者は、次の各号の内容を遵守しなければならない。

- (1) 第3条に定める利用対象者の要件を欠いたとき、県社協又は実施社会福祉法人に速やかに連絡すること
  - (2) 第7条に定める利用料を支払うこと
  - (3) 前条第1項(6)又は(7)に該当するとき、県社協又は実施社会福祉法人に速やかに連絡すること
  - (4) 支払うべき家賃等又は利用料等又は入院経費等を遅滞なく支払うよう努めること
- 2 本事業の利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者又は入院しようとする病院の運営者は、次の各号に該当する場合、県社協に対しその旨を通知しなければならない。
    - (1) 利用者が支払うべき家賃等又は利用料等又は入院経費等が、累計で2か月分滞納したとき

- (2)利用者が当該物件の賃貸借契約又は当該社会福祉施設の利用契約を解除したとき、又は入院が終了したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(立ち入り)

第10条 県社協及び実施社会福祉法人は、賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者、利用者が入院する病院の運営者の協力のもと当該物件に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

(保証債務の弁済及び求償権について)

第11条 第4条第3項に規定する保証債務の弁済が必要となったとき、本事業の利用者が契約する賃貸住宅の貸主又は社会福祉施設の運営者又は入院しようとする病院の運営者は、次の各号の内容を記載し、県社協に書面で請求するものとする。

- (1)弁済を要する債務の金額
- (2)弁済される債務の振込先

- 2 県社協は、前項の請求の内容を確認し、請求書を受け取ってから概ね1か月以内に保証債務を弁済するものとする。
- 3 前項の保証債務が弁済されたとき、県社協は本事業の利用者に対し求償権を行使しない。

(個人情報の保護)

第12条 本事業の実施に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施に際し知り得た個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後及び事業の参加を終了した後も同様とする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協文書取扱規程及び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

契約にあたってのチェックリスト（要綱第5条第3項関係）

No.	項目	利用の条件		保証対象		
				賃貸住宅	施設	病院
1	費用・料金・家賃の支払い	本人又は家族や後見人等が遅滞なく行える状況であること。	利用者側の条件	○	○	○
2	損害賠償の保証	住宅又は施設又は病院が保険に加入していること	保証対象側の条件	○	○	○
3	日常的な金銭管理	本人又は家族や後見人が適切に行える状況であること	利用者側の条件	/	○	○
4	緊急時(その他)の連絡先	保証内容(急変時・死亡時・行方不明時・滞納時・退去時)以外にどのような場合の連絡を求めているのか明らかであり、その際の対応を求めていること。	保証対象側の条件	○	○	○
5	生存中の退去時の本人身柄の引取り	本人が自身で行えるか、退去先の確保や手続を支援する人がいること。	利用者側の条件	○	○	○
6	入院時の手続き・準備	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件	/	○	/
7	入院中の身の回りの支援	本人が自身で行えるか、手続や準備を支援する人がいること	利用者側の条件	/	○	○
8	各種計画書等の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること。	利用者側の条件 保証対象側の条件	/	○	○
9	医療侵襲行為の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件	/	○	○
10	身体拘束等が必要になった場合の同意	本人が行えること。 本人以外の同意が不要であること	利用者側の条件 保証対象側の条件	/	○	○
11	亡くなった場合の遺体の引取り	引取者がいること又は生前契約していること(※)	利用者側の条件	○	○	○
12	亡くなった場合の遺体の火葬・埋葬の手続き	手続を行う人がいること又は生前契約していること(※)	利用者側の条件	○	○	○
13	亡くなった場合の返還金等の受領	相続人が明らかになっていること又は生前契約していること	利用者側の条件	○	○	○

※は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」「墓地・埋葬等に関する法律」でも対応可能

「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」  
利用契約書（賃貸住宅版）

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 物件の内容	名称及び所在地
	間取り及び面積
	賃主氏名及び住所
	借主及び同居人氏名及び住所
	賃料及び共益費
	敷金その他一時金
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名 )

(契約の締結)

第1条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」利用者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して利用契約を締結する。

(契約期間及び更新)

第2条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。

- 2 契約期間満了の1ヶ月前までに、甲および乙のいずれからも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に1年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

(保証の対象)

第3条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

- (1)滞納した場合の家賃等（賃料及び共益費）3か月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2)残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計10万円

- 2 前項第2号に係る費用については、敷金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(利用料)

第4条 乙は、本契約にあたり、利用料として年額20,000円を甲に納付するものとする。

- 2 前項の利用料について、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。
- 3 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)乙が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
  - (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
  - (3)乙が死亡したとき
  - (4)乙と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は乙が行方不明となったとき
  - (5)前条に定める利用料の支払いがされないとき
  - (6)表示契約に係る物件に関して、乙と貸主が締結する「賃貸借契約」が解除されたとき
  - (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき
- 2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(乙が死亡した際の残存財産の処分)

第6条 乙が死亡した際の残存財産処分について、乙は甲に委任するものとする。ただし、第3条に規定する範囲内とする。

- 2 乙が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存財産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存財産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙の相続人に返還するものとする。

(乙が行方不明時の残存財産の処分)

第7条 乙が第5条第1項第4号に該当した場合、残存財産について乙は所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

- 2 前項の場合、甲は第3条に規定する範囲内で残存財産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存財産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙又は乙の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。



2 原状回復の内容及び方法については、乙と貸主が締結する「賃貸借契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、物件の貸主の協力のもと当該物件に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号  
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会  
会 長 ○○○ ㊟  
電話017-723-1391

利用者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】  
【氏 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊟】  
【電 話○○○○-○○-○○○○】

**「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」  
債務保証契約書（賃貸住宅版）**

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 物件の内容	名称及び所在地
	間取り及び面積
	賃主氏名及び住所
	借主及び同居人氏名及び住所
	賃料及び共益費
	敷金その他一時金
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名 )

(契約の締結)

第1条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、表示契約に記載の借主である「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」利用者（以下、「利用者」という。）と「賃貸借契約」を締結している貸主（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して債務保証契約を締結する。

(契約期間及び更新)

第2条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。

- 2 契約期間満了の1ヶ月前までに、甲および乙のいずれからも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に1年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

(保証の対象)

第3条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

- (1)滞納した場合の家賃等（賃料及び共益費）3か月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2)残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計10万円

2 前項第2号に係る費用については、敷金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(貸主の通知義務)

第4条 乙は、本契約上の利用者が次の各号に該当する場合、甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1)利用者が支払うべき家賃等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2)利用者が当該物件の賃貸借契約を解除したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(契約の解除)

第5条 甲は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)利用者が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5)利用者が青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱第7条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6)表示契約に係る物件に関して、乙と利用者が締結する「賃貸借契約」が解除されたとき
- (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(利用者が死亡した際の残存財産の処分)

第6条 利用者が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存財産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存財産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者の相続人に返還するものとする。

(利用者が行方不明時の残存財産の処分)

第7条 利用者が第5条第1項第4号に該当した場合、残存財産について利用者は所有権を放棄し、甲は第3条に規定する範囲内で残存財産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存財産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者又は利用者の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と利用者が締結する「賃貸借契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙の協力のもと当該物件に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号  
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会  
会 長 ○○○ ㊟  
電話017-723-1391

貸主（乙） 【住所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】  
【氏名○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊟】  
【電話○○○○-○○-○○○○】

**「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」  
利用契約書（社会福祉施設版）**

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 社会福祉施設 の内容	名称・施設種別及び所在地
	居室の間取り及び面積
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費）
	その他（一時金）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名 )

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」利用者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して利用契約を締結する。

（契約期間及び更新）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。

- 2 契約期間満了の 1 ヶ月前までに、甲および乙のいずれからでも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

- (1) 滞納した場合の利用料等（福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費） 3 ヶ月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 10 万円

- 2 前項第2号に係る費用については、一時金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(利用料)

第4条 乙は、本契約にあたり、利用料として年額20,000円を甲に納付するものとする。

- 2 前項の利用料について、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。
- 3 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)乙が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
  - (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
  - (3)乙が死亡したとき
  - (4)乙と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は乙が行方不明となったとき
  - (5)前条に定める利用料の支払いがされないとき
  - (6)表示契約に係る物件に関して、乙と運営者が締結する「利用契約」が解除されたとき
  - (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき
- 2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(乙が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 乙が死亡した際の残存動産処分について、乙は甲に委任するものとする。ただし、第3条に規定する範囲内とする。

- 2 乙が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙の相続人に返還するものとする。

(乙が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 乙が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について乙は所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

- 2 前項の場合、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。
- 3 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙又は乙の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と運営者が締結する「利用契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

(立ち入り)

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、社会福祉施設の運営者の協力のもと当該社会福祉施設に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約事項)

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号  
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会  
会 長 ○○○ ㊟  
電話017-723-1391

利用者（乙） 【住所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】  
【氏名○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊟】  
【電話○○○○-○○-○○○○】

**「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」  
債務保証契約書 (社会福祉施設版)**

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	
契約の対象 社会福祉施設	名称・施設種別及び所在地
内容	居室の間取り及び面積
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	利用料等 (福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費)
	その他 (一時金)
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名 )

(契約の締結)

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会 (以下「甲」という。) と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」利用者 (以下「利用者」という。) が入居する社会福祉施設の運営者 (以下「乙」という。) は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して債務保証契約を締結する。

(契約期間及び更新)

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から 1 年間とする。

- 2 契約期間満了の 1 ヶ月前までに、甲および乙のいずれからも、契約終了の申し出が無い場合は、本契約期間は、更に 1 年間延長するものとし、以降についても同様とする。
- 3 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

(保証の対象)

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

- (1) 滞納した場合の利用料等 (福祉サービス利用料、賃料、食費、共益費) 3 か月分に相当する金額 〇〇〇〇〇円
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 10 万円



2 前項第2号に係る費用については、一時金やそれに相当するお金が別途支払われている場合には、それを優先して支出するものである。

(社会福祉施設の運営者の通知義務)

第4条 乙は、本契約上の利用者が次の各号に該当する場合、甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1)利用者が支払うべき利用料等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2)利用者が当該社会福祉施設の利用契約を解除したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(契約の解除)

第5条 甲は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)利用者が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5)利用者が青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱第7条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6)表示契約に係る物件に関して、乙と利用者が締結する「利用契約」が解除されたとき
- (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(利用者が死亡した際の残存動産の処分)

第6条 利用者が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者の相続人に返還するものとする。

(利用者が行方不明時の残存動産の処分)

第7条 利用者が第5条第1項第4号に該当した場合、残存動産について利用者は所有権を放棄し、甲は第3条に規定する範囲内で残存動産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存動産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者又は利用者の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と利用者が締結する「利用契約」等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（立ち入り）

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙の協力のもと当該社会福祉施設に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（特約事項）

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人（甲） 青森県青森市中央3丁目20番30号  
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会  
会 長 ○○○ ㊟  
電話017-723-1391

運営者（乙） 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】  
【法 人 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○】  
【代表者名○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊟】  
【電 話○○○○-○○-○○○○】

**「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」  
利用契約書（病院版）**

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	～入院が終了するまで
契約の対象 病院の内容	名称・病院種別及び所在地
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）
	自己負担限度額（本人・世帯）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名 )

（契約の締結）

第1条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」利用者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して利用契約を締結する。

（契約期間及び変更）

第2条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から入院が終了するまでとする。

2 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第3条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

(1) 滞納した場合の入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）

〇〇〇〇〇円

(2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 10 万円

2 前項第1号に係る費用については、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用するものとする。

(利用料)

第4条 乙は、本契約にあたり、利用料として年額20,000円(又は5,000円)を甲に納付するものとする。

2 前項の利用料について、一括で納付することが困難な場合は分割して納付できるものとし、契約締結日から1年以内に納付が完了するものとする。

3 納付された利用料は、契約解除や途中で退去した場合にあっても、これを返還しないものとする。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)乙が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき

(2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき

(3)乙が死亡したとき

(4)乙と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は乙が行方不明となったとき

(5)前条に定める利用料の支払いがされないとき

(6)乙の表示契約に係る病院の入院が終了したとき

(7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(乙が死亡した際の残存財産の処分)

第6条 乙が死亡した際の残存財産処分について、乙は甲に委任するものとする。ただし、第3条に規定する範囲内とする。

2 乙が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存財産の処分をするものである。

3 甲は、前項の残存財産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙の相続人に返還するものとする。

(乙が行方不明時の残存財産の処分)

第7条 乙が第5条第1項第4号に該当した場合、残存財産について乙は所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

2 前項の場合、甲は第3条に規定する範囲内で残存財産の処分をするものである。

3 甲は、前項の残存財産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については乙又は乙の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、物件の原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と乙が入院する病院の運営者が取り交わす書類等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

(立ち入り)

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙が入院する病院の運営者の協力のもと当該病院に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約事項)

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

--

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人 (甲) 青森県青森市中央3丁目20番30号  
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会  
会 長 ○○○ ㊟  
電話017-723-1391

利用者 (乙) 【住 所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】  
【氏 名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊟】  
【電 話○○○○-○○-○○○○○】

**「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」  
債務保証契約書（病院）**

保証対象契約の表示

契約の年月日	
契約期間	～入院が終了するまで
契約の対象 病院の内容	名称・病院種別及び所在地
	運営者氏名及び住所
	利用者氏名及び住所
	入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）
	自己負担限度額（本人・世帯）
甲が指定する 社会福祉法人	名 称 所在地 連絡先 (担当者名 )

（契約の締結）

第 1 条 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、「青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業」利用者（以下「利用者」という。）が入院する病院の運営者（以下「乙」という。）は、下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して債務保証契約を締結する。

（契約期間及び変更）

第 2 条 本契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から入院が終了するまでとする。

2 表示事項に変更があった場合は、本契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第 3 条 保証の対象は、下記に定める金額を極度額とする。

(1) 滞納した場合の入院経費（医療費、病衣代、食事代、おむつ代、洗濯代等）

〇〇〇〇〇円

(2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用として合計 10 万円

2 前項第 1 号に係る費用については、高額療養費又は高額介護合算療養費制度を利用するものとする。

(病院の運営者の通知義務)

第4条 乙は、本契約上の利用者が次の各号に該当する場合、甲に対しその旨を通知しなければならない。

- (1)利用者が支払うべき入院経費等が、累計で2か月分滞納したとき
- (2)利用者が乙の病院の入院を終了したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者として2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき

(契約の解除)

第5条 甲は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1)利用者が、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱第3条に定める対象者の要件を欠いたとき
- (2)不正又は虚偽の内容により契約を締結したことが判明したとき
- (3)利用者が死亡したとき
- (4)利用者と甲が指定する本事業の実施社会福祉法人が2か月以上連絡が取れず、又は利用者が行方不明となったとき
- (5)利用者が青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱第7条に定める利用料の支払いがされないとき
- (6)利用者が乙の病院の入院を終了したとき
- (7)その他、甲が契約解除を適当と認めたとき

2 乙は、甲に契約解除の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。

(利用者が死亡した際の残存財産の処分)

第6条 利用者が死亡した際、甲は第3条に規定する範囲内で残存財産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存財産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者の相続人に返還するものとする。

(利用者が行方不明時の残存財産の処分)

第7条 利用者が第5条第1項第4号に該当した場合、残存財産について利用者は所有権を放棄し、甲は第3条に規定する範囲内で残存財産の処分をするものである。

2 甲は、前項の残存財産を処分した際の収入について、保証債務の履行に充当することができるものとし、保証債務を履行した後の残額については利用者又は利用者の相続人に返還するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、第6条及び第7条に際して、原状回復及び明け渡しに係る費用を、第3条に規定する範囲内で経費を負担するものである。

2 原状回復の内容及び方法については、乙と乙が入院する病院の運営者が取り交わす書類等により別に定めるところによるものとし、定めがない場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」(平成23年8月再改定版)の内容を基準とする。

(立ち入り)

第9条 甲及び甲が指定する本事業の実施社会福祉法人は、乙の協力のもと利用者が入院する居室等に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び青森しあわせネットワーク保証人確保支援モデル事業実施要綱に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約事項)

第11条 第10条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

以上の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

保証人(甲) 青森県青森市中央3丁目20番30号  
社会福祉法人 青森県社会福祉協議会  
会 長 ○○○ ㊞  
電話017-723-1391

運営者(乙) 【住所○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】  
【法人名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○】  
【代表者名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ㊞】  
【電話○○○○-○○-○○○○○○】



平成31年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています  
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	【新設】待機時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

### ▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所：1,300円  
通所：1,390円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償 **改定**

### ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

## プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償

### ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償 **改定**  
● オプション：使用者賠償責任補償 **改定**
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償 **改定**

## プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(賠償責任保険)

保険期間1年

### 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**  
〒100-0013 東京都千代田区麹町3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
受付時間：平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」

## 保証人確保支援モデル事業

# 利用のご案内

発行 令和元年（2019）年 10 月 16 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号県民福祉プラザ2階

電話017-723-1391 FAX017-723-1394



この資料は、共同募金の配分金により作成したものです。